

市街化区域内で500㎡以上の山林をお持ちの方へ
令和9年度から、新しい手入れ支援が開始予定です

契約樹林地維持管理助成



★この内容は計画案であり議会の議決後に正式決定となるため、条件が変更となる場合があります

補助対象は？



横須賀市と

民有樹林地 保全契約

を締結した樹林地

どんな内容？



事業者に依頼する
維持管理費用の一部を補助

-  木の伐採・剪定
-  切った木の処分

補助額は？



-  作業費の半額
-  上限100万円

例：費用が250万円でも、
補助金は100万円まで

詳細は裏面の 市街化区域内における樹林地の保全支援制度 をチェック →

受付開始は 令和9年度（令和9年4月1日） から

→この補助金は令和9年3月議会の議決後に正式決定となります
現在は計画案の段階のため、具体的な申請手続き等は追ってお知らせします

横須賀市 経営企画部 自然環境課 TEL 046-822-8331
eメール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp



最新情報
はコチラ

市街化区域内における 樹林地の保全支援制度

横須賀市では、市街化区域内の貴重な樹林地を保全していくために
樹林地の所有者と市で保全契約を結び、樹林地を管理する契約者に
「**樹林地保全支援金**」を支給しています。

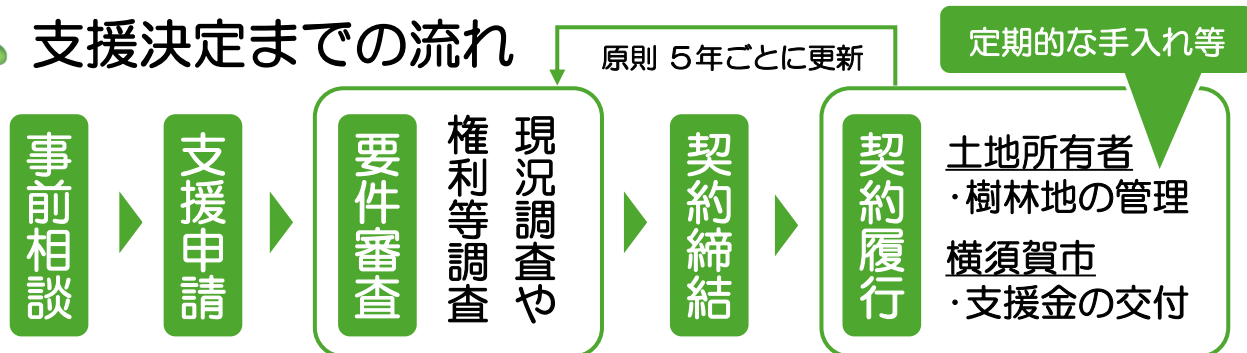


🌲 制度概要（令和8年度時点）

対象は？	市街化区域内の500㎡以上の樹林地で 地目が山林または雑種地 (地目が山林や雑種地でも現況が樹林地でない場合や、法人は一部を除き対象外)
契約期間	5年間 （契約満了後は契約を更新するか選択できます）
支援金 算定方法	(固定資産税額＋都市計画税額) × 3 + 契約面積 × 2

※作業に対する補助金「契約樹林地維持管理助成」の開始に伴い、令和9年度以降一部変更となる場合があります

🌲 支援決定までの流れ



維持管理作業への補助金 **契約樹林地維持管理助成** を受けるにはこの契約が必要です
令和8年度現在も **新規契約受付中** です。お気軽に下記担当までご相談ください

横須賀市 経営企画部 自然環境課 TEL 046-822-8331
eメール ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp



制度の要綱・
解説は
こちら